



ましこの炎まつり 2025

益子では年に一度、三日三晩、薪を焚べて、登り窯で作品を焼成する「ましこの炎まつり」を実施していましたが、2017年を最後に途絶えていました。益子焼開窯170年が経ち、人間国宝濱田庄司の生誕130年を迎えること記念して、「ましこの炎まつり」を復活することになりました。

主催：益子焼開窯170周年 濱田庄司生誕130周年実行委員会
共催：益子町観光協会



日本遺産

かさましこ

地域固有の歴史・風土に根ざして受け継がれてきた様々な伝統・風習・文化などが存在し、このような地域の歴史的魅力や特色は、有形・無形の文化財として受け継がれています。これらの文化財によって日本の文化や伝統を物語る「ストーリー」を国が認定したものが「日本遺産」です。



※ぐるぐる制作はオプションとなります

笠間陶芸体験 グルメの旅

《第1弾》

出発日 2024.12/1日

募集人数 40名

特別モニター価格
[ツアー代金(1名)]

9,980円

※モニター価格の参加条件として、アンケートへの回答をお願いいたします。

茨城県陶芸美術館を見学後、陶芸体験をします!

日帰りツアーでは、「伝統工芸と新しい造形美術」をテーマに、茨城県陶芸美術館を見学後、実際にご自身で陶芸作品を制作していただきます。

できた作品は、来年1月に開催する「ましこの炎まつり」での登り窯で焼成することも可能となっております。

昼食は、笠間いなり寿司と自家製うどん膳をご用意♪おやつには和栗プリンと、笠間の味覚もお楽しみください!

<p>POINT! おやつ</p> <p>栗のbudino (ブディーノ)</p>	<p>POINT! 笠間名物</p> <p>笠間いなり寿司と自家製うどん</p>	<p>日帰りバスツアー・スケジュール</p> <p>08:30 → (出発) JR宇都宮駅東市営第1駐輪場前</p> <p>09:15~09:30 → (乗車) 益子駅</p> <p>10:30~11:30 → (観光) 茨城県陶芸美術館</p> <p>11:40~12:50 → (昼食) 「道の駅かさま」にて 「笠間いなり寿司と自家製うどん」</p> <p>13:00~15:00 → (体験) 大津晃窯で陶芸体験&「栗のブディーノのおやつ」</p> <p>15:50~16:00 → (下車) 益子駅</p> <p>16:45~17:00 → (到着) JR宇都宮駅東市営第1駐輪場前</p>	
<p>POINT! 笠間文化鑑賞</p> <p>茨城県陶芸美術館</p> <p>茨城県出身の板谷波山をはじめ、日本の近代陶芸界において優れた業績を残した文化勲章受章者や重要無形文化財保持者(人間国宝)の作品を展示しています。</p>	<p>POINT! 昼食・ショッピング</p> <p>道の駅かさま</p> <p>笠間の栗専門のCafé & Shopや、新鮮な農作物やお土産がそろった直売所、地元食材を使用したお料理が楽しめるフードコートなどを備えています。</p>	<p>POINT! 陶芸体験・ショッピング</p> <p>大津晃窯</p> <p>新しくモダンな雰囲気に生まれ変わった大津晃窯の店舗には、大津晃窯の器の他に、笠間焼作家のマグカップを中心に取り揃えています。</p>	<p>※陶芸体験は、1名あたり500gの粘土で1作品を手ひねりで制作いたします。 ※ろくろでの制作を希望の場合は、2,000円の割り増し料金がかかります。 ※行程時間は目安となります。交通状況等により前後する場合がございます。</p>

お申込みのご案内(旅行取引条件説明書抜粋)

なお、①旅行代金の額、②旅行の目的地及び出発日その他日程に関する事項、③お客様が提供を受けることができる旅行に関するサービスの内容(運送、宿泊又は食事の内容)、以上の3項目につきましては、本チラシをご参照ください。

◆旅行のお申込み

本チラシ下記に記載の電話番号へおかけください。

◆旅行代金の支払いと契約の成立

旅行代金の支払いは、当社が指定する期日迄にお支払い下さい。旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、旅行代金を受領した時(金融機関への振込の場合はその確認が取れた時)に成立するものとします。

◆旅行代金に含まれるもの、含まれないもの

パンフレット、チラシに記載された行程の交通費、宿泊費、食事代、観光施設入場料及び消費税等諸税が含まれます。個人的諸費用(電話代、クリーニング代等)は含みません。

◆契約内容・旅行代金の変更

当社は天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運行サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合、契約内容や旅行代金を変更することがあります。

◆当社の責任

当社がお客様に損害を与えたときは損害を賠償いたします。お荷物に関する損害賠償限度額は15万円を限度とし、損害発生翌日から起算し14日以内に申し出があった場合に限りです。

◆特別補償

当社はお客様が当旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被った一定の損害について、補償金及び見舞金を支払います。

◆旅行代金の支払いと契約の成立

旅行代金の支払いは、当社が指定する期日迄にお支払い下さい。旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、旅行代金を受領した時(金融機関への振込の場合はその確認が取れた時)に成立するものとします。

◆旅程保証

旅行日程に重要な変更が行なわれた場合は、旅行代金に1~5%の所定の率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、旅行開始日の前日から起算して7日前まで旅行代金の30%。

◆取消料

- 旅行出発日の前日から起算して21日前まで不要
 - 旅行開始日の前日から起算して20日前まで(日帰り旅行にあっては10日前まで) 旅行代金の20%
 - 旅行開始日の前日から起算して7日前まで旅行代金の30%
 - 旅行開始の前日旅行代金の40%
 - 旅行開始当日旅行代金の50%
 - 旅行開始後の発券又は無連絡不参加旅行代金の100%
- *観劇や入場券などの取消料規定で、取消料率が変わる場合は、別途ご案内いたします。

◆最少催行人員

特に記載のない場合、最少催行人員は20名となります。

◆旅程管理業務を行うものの同行の有無

弊社添乗員が同行いたします。